

行政 & 暮らしの情報



電話 ファックス ホームページ Eメール
(各担当課のGはグループの略です)

お知らせ

「尾張津島天王祭」の交通抑制にご協力ください

祭の開催に伴い、会場周辺の交通抑制を行います。

車両の通行ができなくなる時間

7月26日(土) 午後6時～10時30分

車両通行抑制協力区域は、天王川公園を中心に広範囲に及びます。また、津島高等学校での打ち上げ花火実施に伴う抑制も行われますので、詳しくは「尾張津島天王祭」のリーフレットをご参照ください。

居住等証明書について

帰宅等がどうしても抑制時間にかかると場合には、前もって左記まで届け出てください。証明書をお渡しします。

なお、届け出には住所、氏名(使用者)、登録番号(ナンバー)を記入していただ

きます。

閉庁時については、市役所の宿直にて証明書を発行しますのでご利用ください。

届出・問合せ 産業振興課商工観光G(市役所2階)内線22523・22523

夏の交通安全県民運動

7月11日(金)～20日(日)

子どもと高齢者を交通事故から守ろう

ドライバーは、高齢者の歩行や子どもの飛び出しに配慮した思いやり運転を心がけましょう。

すべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう

「カチッと1000!」を合言葉に、後部座席を含むすべての座席のシートベルト着用を確かめてから発進しましょう。

飲酒運転を根絶しよう

ドライバーは、飲酒運転根絶の主役であることを自覚し、酒を勧められてもキツパリと断り、飲酒とハンドルの遮断に努めましょう。

問合せ 地域安全課交通防犯G

内線22362



福祉医療費受給者証の更新

子ども医療費(一部の方)、心身障害者医療費(一部の方)、母子家庭等医療費、後期高齢者福祉医療費(一部の方)

の受給者証の有効期限は7月31日です。

対象者には、6月中旬に申請通知等を送付しています。忘れずに更新の手続きをしてください。

問合せ 保険年金課医療・年金G
内線2123・2124

後期高齢者医療制度被保険者証の更新

現在、お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日です。

8月1日から使用していただく被保険者証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。

被保険者証の色は薄い青色からオレンジ色にかわります。

保険料に未納がある方については、納付相談を行い被保険者証を交付いたします。

問合せ 保険年金課医療・年金G
内線2123・2124

第17回愛知県介護支援専門員実務研修受講試験

受験資格 次の①及び②に該当する方

- ①保健・医療・福祉の各分野で合計5年以上(一部の対象者は10年以上)の実務経験がある方
- ②①の業務に従事している勤務地が県内にある方、もしくは、現在①の業務に従事していないが、住所地在県内にある方

試験日 10月26日(日)

配布場所 市区町村役場、県高齢福祉

課、県福祉相談センター地域福祉課、県民生活ラザ、県社会福祉協議会
願書の配布・受付期間 7月31日(木)まで

問合せ 県社会福祉協議会福祉人材センター
介護支援専門員実務研修受講試験係
☎052-260-2250



青少年の非行・被害防止に取り組み県民運動(夏期)

7月1日(火)～31日(木)

『非行の芽 はやめに摘もう』
みな我が子

夏休みを迎えるこの時期は、青少年の生活が不規則になりがちで、気持ちも緩むことから非行に陥りやすく、思わぬ犯罪被害に巻き込まれることもあります。

大人自身が率先して規律ある行動をとることにより、青少年の非行・被害防止につながられるよう、ご協力をお願いします。

街頭啓発キャンペーン

7月2日(水) 午後4時45分

津島駅周辺

主催 県、県青少年育成県民会議、市

青少年問題協議会

問合せ 市青少年問題協議会(社会教育課生涯学習G)内線2282

**平成26年度国民健康保険税
納税通知書(第3〜10期)を
7月中旬に発送します**

通知書の内容は、1年間の保険税を決定し、仮算定分(第1・2期)を差し引いた金額です。平成26年4月以降に新規加入された世帯は、加入月から平成27年3月までの金額です。

なお、年間の保険税額が、仮算定分の課税額以下の世帯には、平成26年度国民健康保険税賦課更正通知書をお送りします。

保険税は市役所・銀行・郵便局・コンビニで納付できます。ただし、「コンビニ」では、納期限が過ぎたり、汚した納付書はご利用になれません。

保険税納付は口座振替で!!

口座振替納付は、一度の手続きで済み、金融機関等に納めに行く必要がなく仕事などで忙しい方に変便利です。市役所の窓口での手続きでは、キャッシュカードをオンライン端末で読み取り、暗証番号を入力すれば、その場で申し込みが完了します。ぜひご利用ください。(一部利用できない金融機関があります。)

保険税の年金天引きについて

世帯主の年金から天引きで保険税を納めることを「特別徴収」といいます。

特別徴収対象世帯

- ・世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満であること
- ・年金の受給額が年18万円以上であること

こと

世帯主の国民健康保険税と介護保険料1回当たり徴収する合計額が、2カ月1回支給される年金受給額の2分の1を超えていないこと

※これまで年金から保険税の仮徴収が行われていた方には、7月中旬に特別徴収額決定通知書(10月から来年2月までの徴収額)を送付します。なお、「特別徴収」の対象条件から外れた場合は、納付書や口座振替によりお支払いいただくこととなります。

減免制度・軽減制度について

特別な事情で保険税を納めることが困難な世帯の方に対して減免制度を設けています。(表参照)

持ち物 保険証、印鑑(朱肉を使用するもの)

※「倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)」「や「雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)」をされた方への軽減制度もありますので、お早目にご相談ください。

高齢受給者証をお持ちの方へ

7月下旬に70歳〜74歳の方に対し新しい高齢受給者証を発送します。

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日となっております。8月からは利用できませんので、ご注意ください。

8月からは、平成26年度市県民税課税所得金額により、医療機関の窓口負担割合を決定します。

窓口負担割合について

同一世帯に、課税所得金額が145

万円以上の70〜74歳の国保被保険者がいる方は、自己負担割合が3割になります。ただし、その該当者の収入額合計が2人以上で520万円未満の方、単身世帯で383万円未満の方は申請さ

れますと1割(昭和19年4月2日以降生まれの方は2割)負担になります。
問合せ 保険年金課国民健康保険G
内線21255〜21269

減免について

	理由	減免される額
1	震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、その居住する家屋が、次に掲げる被害を受けたとき	ア、全壊、全焼または流出 減免理由が発生した日以後の納期分の保険税額の全部 イ、半壊または半焼 減免理由が発生した日以後の納期分の保険税額の50%
2	平成25年中の総所得金額等が33万円以下の所得申告世帯で、平成26年4月1日現在の国保加入者	平成26年度の保険税額の30%
3	世帯主及び世帯内の国保加入者の平成26年中の総所得金額等の見込額が、平成25年中の総所得金額等に比べ3分の2以下に減少すると見込まれる方で、平成25年中の総所得金額等が500万円以下の方	ア、平成25年中の総所得金額等が250万円以下 平成26年度の所得割額の50%。ただし、総所得金額等が平成25年所得の3分の2を超えた場合は、減免を取り消します。 イ、平成25年中の総所得金額等が250万円を超え500万円以下 平成26年度の所得割額の30%。ただし、総所得金額等が平成25年所得の3分の2を超えた場合は、減免を取り消します。
4	社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行され、65歳以上の被扶養者の方が国保に加入された場合(ただし、平等割の減額は他に国保加入者がいない世帯に限ります。)	平成26年度の所得割額・資産割額の全額 平成26年度の均等割額の50% (平成26年度の平等割額の50%)

**国民年金保険料の免除制度
及び猶予制度**

国民年金は、所得の減少や失業等で経済的に納付が困難な場合、本人・世帯主・配偶者（30歳未満の方は、本人と配偶者）の前年所得が一定額以下の場合には申請により、保険料の納付が免除等になります。

※遡及期間の見直しにより平成26年4月より、過去2年間の未納期間において各種免除申請ができるようになりました。

例 平成26年7月申請の場合

平成24年6月以降の未納期間

免除期間 毎年7月～翌年6月

受付 保険年金課医療・年金G（市役所1階）

平成26年度分：7月から

過去2年間遡及の場合：随時

持ち物

・年金手帳

・印鑑（朱肉使用のもの）

・平成24年12月31日以降に退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証（一年以上遡及の場合別途必要の場合有）

・平成26年1月2日以降に転入された方は、前住所での課税・非課税証明書（各種所得控除額等が記載してあるもの。一年以上遡及の場合別途必要の場合有）

その他

災害などが理由の場合はその事由発

生の前月分からです。
注意 免除制度は、毎年申請が必要です。ただし、継続申請希望者で前年に引き続き全額免除・若年者納付猶予に該当した方は申請の必要はありません。

保険料免除・保険納付猶予制度

区分	月額保険	受給資格期間	給付金額		追納期間
			H21.4以降	H21.3以前	
全額免除	0円	算入されます	8分の4	6分の2	10年以内 ※3年度目以降に追納する場合は、経過期間に経過した料額に経過期間に経過した料額を加算されます。
4分の3免除	3,810円		8分の5	6分の3	
半額免除	7,630円		8分の6	6分の4	
4分の1免除	11,440円		8分の7	6分の5	
若年者納付猶予制度（30歳未満）	0円		0		

注 4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、その納付部分を納めないと未納期間になります。

免除の対象となる所得のめやす

区分	世帯構成		
	4人世帯	2人世帯	単身世帯
全額免除	162万円	92万円	57万円
4分の3免除	230万円	142万円	93万円
半額免除	282万円	195万円	141万円
4分の1免除	335万円	247万円	189万円

注 「4人世帯」「2人世帯」のご夫婦は、夫か妻のどちらかのみ所得がある世帯の場合、「4人世帯」はお子さんが16歳未満の場合のめやすです。

問合 保険年金課医療・年金G

内線 21212122

中村年金事務所

☎052145317200

**耐震改修工事中の庁舎への
出入りについて**

庁舎耐震改修工事（庁舎南側での屋外作業）実施に伴い、南玄関の通路が狭くなります。庁舎への出入りは、南玄関（スロープのみ）または南東側通用口（階段のみ）をご利用ください。

なお、庁舎北側玄関及びロータリー、東側駐車場については、引き続き閉鎖させていただきます。

長期にわたり、ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

工期 平成27年2月末まで

問合 財政課管財・契約G

内線 23412342

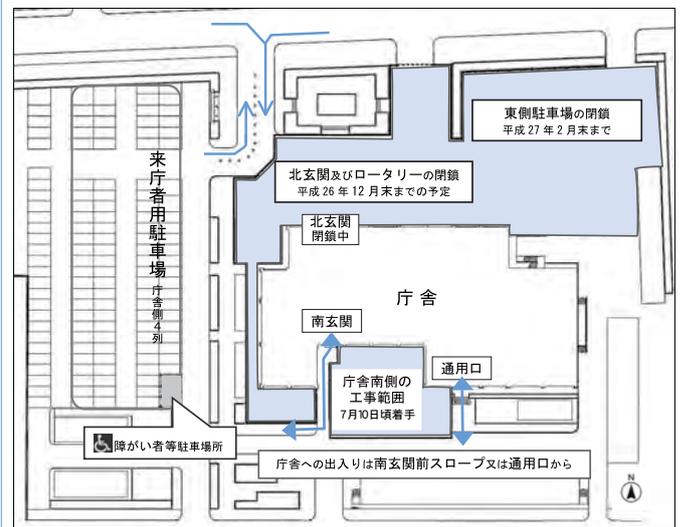
光化学スモッグに注意

気温が高くなる夏場は、日差しが強く風の弱い日に、大気が白くモヤのかかったようになる「光化学スモッグ」が発生しやすくなります。

光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり息苦しくなることがあります。

愛知県では、原因となる光化学オキシダントの濃度が高くなったときには、

光化学スモッグ予報や注意報を発令します。予報、注意報等の発令状況は、県ホームページや新聞、ラジオ等を通じてお知らせするほか、メール配信サービスも利用できます。



発令されたときは

・屋外での激しい運動を避けましょう。
・風向きを考慮して窓を閉めましょう。

健康被害があったときは

目やのどに刺激を感じたら、うがいや洗眼を行い、最寄りの保健所等に連絡してください。症状が改善しない場合は、医師の手当を受けてください。

メール配信サービスを利用したい
県ホームページからお申し込みください。
パソコン

http://taiki-kankyo-aichi.jp/kankyo/hatsurei/hatsureijyokyo.html

携帯端末

http://taiki-kankyo-aichi.jp/mobile/

問合 生活環境課環境保全G

内線 222222

「尾張津島秋まつり 三百年祭」
講習会・発表会について

4回の講習会を通じて、専門家から楽器の手入れ・保管方法・演奏方法や、神子舞等の動作指導を受けることができます。また、講習会終了後、お囃子発表会を開催します。

開催日時及び場所 左表のとおり

行事	日時	場所	対象者
第1回講習会 山車関係	7月21日(月・祝) 午後6時30分～8時50分	わざ・語り・ 伝承の館	小中高生、 一般及び祭り お囃子関係者
第2回講習会 (1部)山車・石採祭車 彫刻関係 (2部)からくり関係	8月10日(日) (1部)午後1時30分～3時 (2部)午後7時～8時45分	津島神社 参集所	小中高生、一般 及び祭り からくり関係者
第3回講習会 山車関係	8月24日(日) 午後7時～8時50分	中下神守 公民館	小中高生、一般 及び祭り お囃子関係者
第4回講習会 山車関係	9月7日(日) 午後7時～8時50分	わざ・語り・ 伝承の館	小中高生、一般 及び祭り お囃子関係者
発表会	9月21日(日) 午後4時～6時25分	津島神社南門横 (雨天時:津島神社 参集所)	小中高生、一般 及び祭り関係者

問合せ 津島ロータリークラブ
☎26-1600

寝具洗濯乾燥サービス事業

対象 市民税非課税世帯で、市内に居住し在宅で生活している次のいずれかに該当する方

- ・65歳以上のひとり暮らしの方
- ・65歳以上のみの世帯で介護保険法の規定による要介護1～5の認定を受けている方

内容 掛布団、敷布団、毛布(それぞれ綿、化繊製のもの)1人3枚まで
※掛布団、敷布団のみの場合は、合計2枚まで

実施時期 8月～9月

利用料 無料

申込 7月1日(火)～16日(水)に直接左記へ。

問合せ 市社会福祉協議会生活支援G
☎22-4722

早期教育相談

子育てで気になることのある方、お子さんに障がいがあるのではと思われる方、お子さんの就学について相談したい方などに、早期教育相談を実施します。

日時 8月21日(木)・22日(金)

場所 甚目寺公民館(あま市甚目寺二伴田)

☎052-444-1621

対象 幼児(3歳以上)から、平成27年度に新一年生になるお子さん(6歳まで)とその保護者の方

申込 7月25日(金)までに下記へ(申込票があります)。

問合せ 学校教育課学校教育G
内線2263・2264

県立特別支援学校体験入学

対象 27年度に小・中学校、高等学校等入学予定で障がいがあると思われるお子さんとその保護者の方

知的な発達に遅れや情緒に障がいのあるお子さん
佐織特別支援学校(愛西市西川端町)
☎37-2061

開催日 小学部、中学部

9月9日(火)・10月8日(水)

手足の自由なお子さん
一宮特別支援学校(一宮市杉山)

☎0586-512221

開催日 幼稚園、小学部

9月12日(金)・10月16日(木)

病気で入院しているお子さん
大府特別支援学校(大府市森岡町)

☎0562-48-5311

開催日

小学部、中学部、高等部
10月28日(火)・11月14日(金)

申込・問合せ 体験入学希望先の学校に直接電話してください。

※各学校では、体験入学以外の日にも随時相談に応じています。

第64回社会を明るくする運動

7月1日(火)～31日(木)

この運動は、地域ぐるみで、犯罪防止

に取り組み、また罪を犯した人の更生に力を注ぎ、明るく住みやすい社会を築こうとする全国的な運動です。

講演と映画について

日時 7月11日(金) 午後1時30分

場所 文化会館小ホール

講演「少年院出院者によるセカンドチャンス」

講師 NPO法人セカンドチャンス!

副理事長 高坂朝人氏ほか

映画 「二つの道」

主催 津島保護区保護司会

共催 市更生保護女性会、市青少年問題協議会

※耳の自由な方へ手話通訳者・要約筆記者を配置します。

問合せ 福祉課福祉G 内線2131

耐震改修相談会

建物の耐震診断を考えている方や耐震補強工事迷っている方に耐震化アドバイザーが無料でアドバイスします。

日時 8月2日(土)・3日(日) 午前10時～午後4時

場所 文化会館 研修室

申込 計画建築課(市役所4階)にある申込予約書に記入し提出

主催 NPO法人耐震化アドバイザー協議会

問合せ 計画建築課都市計画・建築G

内線2414

